

岐阜労働局発表
平成26年12月19日(金)

【担当】
岐阜労働局 労働基準部 健康安全課
課長 松原 川史
健康安全主任 酒井 崇
電話 058-245-8103

特定自主検査業者に対する業務停止命令の行政処分について

岐阜労働局（局長 佐々木秀一）は、平成26年12月15日、労働安全衛生法に基づく登録検査業者である有限会社一木自動車（代表取締役 一木孝広）の特定自主検査業務について、労働安全衛生法違反の事実があったため、下記のとおり、6月間の特定自主検査業務の停止を命ずる行政処分を行った。

記

1 行政処分対象者

名称	有限会社一木自動車
代表者職氏名	代表取締役 一木孝広
所在地	岐阜県高山市下岡本町 968 - 1
登録番号	岐第30号
特定自主検査を行うことができる機械等の種類	フォークリフト

2 処分の内容

平成26年12月15日から平成27年6月14日までの間、労働安全衛生法に基づき登録を受けた特定自主検査業務を停止すること。

3 処分を行った日

平成26年12月15日

4 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第 54 条の 4、労働安全衛生法第 54 条の 6 第 2 項第 2 号

5 処分の原因となった事実

平成 22 年 9 月 29 日と平成 21 年 7 月 31 日に特定自主検査をした 2 台のフォークリフトについて、検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたこと。

関 連 条 文

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

（検査業者）

第 54 条の 3 検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（第 2 項から第 5 項まで 略）

第 54 条の 4 検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

第 54 条の 6

（第 1 項 略）

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は 6 月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（第 1 号 略）

二 第 54 条の 4 の規定に違反したとき。

（第 3 号 略）